

道路の路面外で、一般公共の用に供する駐車場ですか？  
いいえ → **届出不要**

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合させること※2

自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上ですか？  
いいえ → **届出不要**

駐車場法第11条の構造及び設備の基準に適合させること

駐車料金を徴収しますか？  
いいえ → **届出不要**

路外駐車場移動円滑化基準に適合させること※1

都市計画区域内ですか？  
いいえ → **バリアフリー新法に基づく届出※1  
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出※2**

**駐車場法に基づく届出  
バリアフリー新法に基づく届出※1  
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出※2**

※1 道路の附属物、公園、建築物又は建築物特定施設であるものを除く  
※2 駐車場法施行令第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの及び建築物を除く